

# 令和6年度の地震調査研究関係予算概算要求の概要

＝ 地震調査研究推進本部とりまとめ ＝

令和5年8月31日

地震調査研究推進本部は、地震防災対策特別措置法に基づき、関係行政機関の地震調査研究予算等の事務の調整を行っている。令和6年度地震調査研究関係予算概算要求等についてとりまとめたので、以下にその概要を示す。

## 1. 令和6年度概算要求額

- ・政府全体 105億円（52億円）対前年度 204%  
※ 国立研究開発法人等への運営費交付金は含まない。  
※（ ）は令和5年度予算額。

## 2. 主な施策

### 2-1 当面取り組むべき地震調査研究に関する基本目標

#### (1) 海域を中心とした地震調査研究

○文部科学省

<文部科学省及び防災科学技術研究所>

・南海トラフ海底地震津波観測網（N-net）の構築

3,448百万円（55百万円）

南海トラフ巨大地震の想定震源域のうち、観測網を設置していない海域（高知県沖～日向灘）に、地震計・水圧計等を組み込んだマルチセンサーを備えたリアルタイム観測可能な海底地震・津波観測網を構築する。これにより、海域を震源とする地震現象やそれに伴う津波の観測及び情報提供の高精度化・迅速化がなされるとともに、観測データに基づく海溝型地震・津波の発生メカニズムの解明に役立ち、地震研究の推進及び防災業務実施に貢献することが期待できる。

<海洋研究開発機構>

・海域で発生する地震及び火山活動に関する研究開発

運営費交付金の内数

南海トラフ地震の想定震源域等を中心とした、広域かつ精緻なデータを連続的にリアルタイムで取得する海底地殻変動観測設備の整備・高度化を進めるとともに、高精度の海底地下構造調査、海底堆積物・海底下岩石試料の採取・分析を実施する。これにより得られたデータと既存のデータの統合・解析を行うことで、地震発生帯モデル及びプレート固着状態に関する推移予測手法の高度化を行う。また、海域火山に係る先進的な観測手段を確立し、海域火山周辺において火山活動の現状把握を行うとともに、地球内部構造や熱・物質循環機構等の解析を進める。

○経済産業省

<産業技術総合研究所>

・海溝型地震評価の研究

運営費交付金の内数

千島海溝、日本海溝、相模トラフ、南海トラフ、日本海東縁海域で発生する巨大地震の過去約 6,000 年間の発生履歴と規模の解明を目標として、津波堆積物調査及び隆起痕跡等の地形・地質学的な調査を実施し、過去の世界型巨大地震及び巨大津波の履歴の解明と規模予測に関する研究を行う。また、南海トラフ地震の短期的な予測を目標として、地下水・地殻変動の観測施設の整備を進める。既存の東海地震の観測施設と合わせて、南海トラフ全域を対象とした短期的ゆっくりすべり（短期的 SSE）の自動検出システムの構築と、継続した観測を他機関とも協力して推進する。

○国土交通省

<海上保安庁>

・海底地殻変動観測等の推進

31 百万円（12 百万円）

巨大地震の発生が懸念されるプレート境界域等において、プレート境界の固着状態を把握するための海底地殻変動観測を実施する。

<気象庁>

・地震と津波の監視・予測に関する研究

30 百万円（17 百万円）

「南海トラフ地震臨時情報」の確実な早期発表と、情報発表につながるスロースリップの監視強化に寄与することを目的として、南海トラフで発生した地震の規模、破壊領域など地震像を即時把握する手法を改善するとともに、多様なスロースリップの監視技術開発、把握精度向上を図る等の研究を実施する。

(2) 陸域を中心とした地震調査研究

○文部科学省

・活断層調査の総合的推進

372 百万円（372 百万円）

地震の発生確率が高く、地震が発生した際の社会的影響が大きい活断層に対し、重点的な調査観測を行い、長期的な地震発生時期及び地震規模の予測精度の向上等を図る。また、内陸活断層の連動性評価のための変位履歴調査を通して連動型地震の発生予測のための活断層調査研究を推進する。さらに、これまでデータの取得が困難であり地震発生確率が得られていない断層帯に対して、長期評価に資する基礎情報を得ることを目的として、効率的で新しい手法による調査を行う。

#### ○経済産業省

##### <産業技術総合研究所>

###### ・活断層評価の研究

運営費交付金の内数

地形・地質学的な調査に基づいて地震の規模および発生時期を長期的に予測することを目標に、大都市周辺や社会的影響が大きいと予想される地域等の活断層や沿岸海域の活断層・地質情報を体系的に収集し、それらの情報に基づいた活断層データベースや地質図の整備を進める。また、長大活断層の連動性評価や、地形表現が不明瞭な活断層の評価について、地形・地質学だけでなく地球物理学的知見を取り入れて研究を推進する。さらに、活断層で発生する地震の大きさや発生様式を含めたポテンシャル評価を目指し、新たな地震テクトニックマップを作成し、これまでに作成した列島規模の応力蓄積モデルを活用しつつ、より詳細な地殻応力情報・地下構造情報の整備を行う。

#### ○国土交通省

##### <国土地理院>

###### ・防災地理調査（全国活断層帯情報整備）

31 百万円（31 百万円）

全国の活断層帯を対象に、空中写真判読、資料収集、現地調査等の手法により、活断層の詳細な位置や関連する地形の分布等の情報を表わした全国活断層帯情報を整備する。

全国活断層帯情報を使うことにより、地震災害に強いまちづくりや国民の安心・安全を目的に国や地方公共団体等が見直しを迫られている防災計画の改訂や防災教育等を行うことができる。

### （3）地震動即時予測及び地震動予測の高度化

#### ○文部科学省

##### <防災科学技術研究所>

###### ・地震災害及び津波災害に係る予測力向上に関する研究開発

運営費交付金の内数

世界最大規模の稠密かつ高精度な陸域及び海域の基盤観測網により得られる陸海統合のデータ、海外を含む様々な機関のデータ、さらに必要に応

じてそれらを補完する機動的な調査観測のデータを活用した研究開発を実施し、地震及び津波に係る防災・減災に貢献する。

シミュレーション等の技術を活用し、迅速かつ確実な地震動や津波の即時予測技術や直後の被害予測技術の開発を行うとともに、高信頼・効率的な地震・津波観測を行うための観測機材や観測技術を開発する。また、従来の地震カタログに具わる多様な情報の活用等により地震発生長期評価の発展につながる地震発生モデルを構築するとともに、大型岩石摩擦実験、大規模シミュレーション等を活用して、被害をもたらす大地震に関する研究についても行う。

#### ○経済産業省

##### <産業技術総合研究所>

###### ・地震災害予測の研究

運営費交付金の内数

大都市圏が位置する平野沿岸部について、地震動評価などに必要な地質層序と構造の標準を構築するとともに、既存の地下地質に関するデータを収集・整備し、これらの地質情報と各種地下地質構造に関するデータベースを統合的に利活用しやすいように、WEB-GISを開発して公開する。

#### (4) 社会の期待を踏まえた成果の創出 ～新たな科学技術の活用～

#### ○総務省

##### <情報通信研究機構>

・次世代航空機搭載合成開口レーダーによる迅速な災害状況把握を推進するための実証観測の実施

電波伝搬の観測・分析等の推進の内数

高分解能性能を実現した航空機搭載合成開口レーダ（SAR）の実証観測及び判読技術の高度化を推進するとともに、地震災害時の詳細かつ広範囲な状況把握を可能とし、地震災害時にすぐに活用できる実用的なシステムの構築を目指す。

##### <消防研究センター>

・石油タンク等危険物施設の地震時安全性向上に関する研究

33百万円 (27百万円)

石油タンクの地震時安全性の向上を目的として、石油コンビナート地域を対象とした強震動予測・被害予測の精度向上のための観測・研究を行う。消防機関等が行う石油コンビナート地域に対する地震被害情報収集活動や地震時応急対応（消防庁による緊急消防援助隊の派遣調整等）を迅速、的確に実施できるよう支援する仕組みを運用し（石油コンビナート等特別区域地震動観測情報システムの運用、石油タンク地震・津波シミュレータの試験運用）改良する。

○文部科学省

<文部科学省>

- ・ 情報科学を用いた地震調査研究プロジェクト (STAR-E プロジェクト)

182 百万円 (182 百万円)

これまで蓄積されてきた膨大な地震観測データ等を活用した新たな地震調査研究を推進するため、情報科学の知見と地震学の知見を組み合わせ、革新的創造的な調査研究を推進する。

<防災科学技術研究所>

- ・ 知の統合を目指すデジタル技術を活用した防災・減災に関する総合的な研究開発

運営費交付金の内数

都市への経済、インフラ、人口等の集積は、都市の災害リスクを増大させており、首都直下地震や南海トラフ地震への備えは、我が国の都市のレジリエンスを高める上で喫緊の課題の一つである。しかし、国内の地理的条件や社会経済構造の違いにより、地域によって災害に対するリスク認識には違いがあるため、都市が潜在的に有する災害リスクを共通のリスク指標で総合的に評価した上で、社会の各セクター（国、地方公共団体、地域コミュニティ、民間企業等）が適切な災害対策を実施できる社会の実現に向け、地震や津波をはじめとした各種自然災害のハザード・リスク評価と情報の利活用に関する研究を行う。

## 2-2 横断的な事項

○文部科学省

<文部科学省及び防災科学技術研究所>

- ・ 海底地震・津波観測網の運用

1,157 百万円 (1,157 百万円)

南海トラフ周辺地域及び東北地方における防災対策に貢献するため、南海トラフ沿い及び東北地方太平洋沖を中心とする日本海溝沿いに地震・津波のリアルタイム観測網を運用する。海域で発生する地震・津波を迅速かつ正確に検知することで、緊急地震速報及び津波警報等の高度化に大きく貢献する。また、海溝型地震・津波の発生メカニズムの解明が可能となることで、巨大地震発生 of 長期評価・予測、津波即時予測の高度化を図る。

○国土交通省

<国土地理院>

- ・ 基本測地基準点測量

933 百万円 (858 百万円)

地震調査研究に必要な地殻変動を高精度に把握するため、VLBI（超長基線電波干渉法）測量、水準測量、物理測地測量、験潮及び電子基準点測量を行っている。今後も観測データを蓄積・解析して広域的な地殻変動の詳細な様相を検出する。また、地殻変動情報は防災に不可欠な情報であることから、電子基準点の安定運用、迅速な地殻変動情報の提供、データ収

集・配信、解析処理を行うシステムの整備及び監視体制の整備を図る等、基礎的調査観測を強化する。

#### <気象庁>

- ・ 地震観測網、地震津波監視システム等 2,473百万円(1,024百万円)  
全国に展開した地震計、震度計、検潮儀などの観測施設や、地震活動等総合監視システム等を維持運営するとともに、これらを用いて地震及び津波を24時間体制で監視し、詳細な地震活動等の把握及び地震・津波に関する防災情報の提供を行うことで、地震情報や津波警報等の精度、内容の向上及び安定した提供を図り、地震や津波による災害から国民の生命、身体及び財産を保護する。

### 2-3 災害の軽減に貢献するための地震火山観測研究計画（第3次）【仮称】の推進

#### ○文部科学省

##### <国立大学法人>

- ・ 災害の軽減に貢献するための地震火山観測研究計画（第3次）【仮称】  
運営費交付金の内数

地震や火山現象の解明と予測に関する理学的研究を地震・火山災害に科学的に対処するための基礎と位置づけて引き続き発展させるとともに、災害の軽減に貢献することを意識した研究を推進するという視点をより明確にし、関連研究分野との一層の連携強化や観測研究の成果を活用して災害軽減に役立てるための方策の研究等を進めていく。計画の推進にあたっては、政府の地震調査研究推進本部など、関連する組織やプロジェクトとの連携をさらに進めて、学術研究の成果をもって社会に積極的に貢献することを目指していく。

令和6年度地震調査研究関係政府予算概算要求（関係機関別）

（単位：百万円）

担当機関		令和5年度 予算額	令和6年度 概算要求額	要 旨	
総務省	国立研究開発法人 情報通信研究機構	電波伝搬の 観測・分析等の 推進の内数	電波伝搬の 観測・分析等の 推進の内数	○ 次世代航空機搭載合成開口レーダーによる迅速な災害状況把握を推進するための実証観測の実施	
	消防庁消防大学校 消防研究センター	27	33	○ 石油タンク等危険物施設の地震時安全性向上に関する研究（注4）	33 (27)
				（うち、デジタル庁一括計上）	13 (14)
	計（注4）	27	33	対前年度比 121%	
文部科学省	研究開発局	2,517	5,906	○ 海底地震・津波観測網の運用	1,157 (1,157)
				○ 南海トラフ海底地震津波観測網（N-net）の構築	3,448 (55)
				○ 地震調査研究推進本部関連事業（地震本部の円滑な運営）（注4）	362 (366)
				（うち、デジタル庁一括計上）	35 (39)
				（活断層調査）	372 (372)
				○ 地震防災研究戦略プロジェクト（防災対策に資する南海トラフ地震調査研究プロジェクト）	378 (378)
			（情報科学を活用した地震調査研究プロジェクト）	182 (182)	
			（防災研究推進事務費）	6 (6)	
国立大学法人	運営費交付金の内数	運営費交付金の内数	○ 災害の軽減に貢献するための地震火山観測研究計画（第3次）【仮称】		
国立研究開発法人 防災科学技術 研究所	運営費交付金の内数	運営費交付金の内数	○ 地震災害及び津波災害に係る予測力向上に関する研究開発		
			○ 実大三次元震動破壊実験施設等研究基盤を活用した都市のレジリエンス高度化研究開発		
			○ 知の統合を目指すデジタル技術を活用した防災・減災に関する総合的な研究開発		
国立研究開発法人 海洋研究開発機構	運営費交付金の内数	運営費交付金の内数	○ 海域で発生する地震及び火山活動に関する研究開発		
計（注4）	2,517	5,906	対前年度比 235%		

経済産業省	国立研究開発法人 産業技術総合 研究所	運営費交付金 の内数	運営費交付金 の内数	○ 活断層評価の研究 ○ 海溝型地震評価の研究 ○ 地震災害予測の研究
	計	—	—	対前年度比 — %
国土交通省	国土地理院	1,154	1,234	○ 基本測地基準点測量（注4） 933 (858) （うち、デジタル庁一括計上） 87 (64)
	気象庁	1,407	3,254	○ 地殻変動等調査 262 (239) ○ 防災地理調査（全国活断層帯情報整備） 31 (31) ○ 地理地殻活動の研究に必要な経費 9 (26)
	海上保安庁	51	67	○ 地震観測網、地震津波監視システム等（注4） 2,473 (1,024) （うち、デジタル庁一括計上） 169 (130) ○ 南海トラフ沿いの地震活動・地殻変動の 常時監視及び地震発生可能性の評価 485 (109) ○ 関係機関データの収集（一元化） 265 (257) ○ 地震と津波の監視・予測に関する研究（気象 研究所） 30 (17)
	計（注4）	2,612	4,555	対前年度比 174%
	合計（注4）	5,156	10,494	対前年度比 204%

また、上記のほか、研究の成果が地震調査研究の推進に関連する施策として以下のものがある。

担当機関		令和5年度 予算額	令和6年度 概算要求額	要 旨
経済産業省	国立研究開発法人 産業技術総合 研究所	運営費交付金 の内数	運営費交付金 の内数	○ 地質情報の整備
国土交通省	国土地理院	54	74	○ 地理地殻活動の研究 74 (54) （うち地震調査研究の推進に関連するもの）

注1）四捨五入のため、各内数の合計は必ずしも一致しない。

注2）この他、施設関連経費、事項要求あり。

注3）国立研究開発法人等の運営費交付金に係る事項については、合計には加えていない。

注4）令和4年度以降については、政府情報システムに係る経費としてデジタル庁予算として一括計上とした金額も含まれている。

要旨右の（ ）は令和5年度予算額

地震調査研究推進本部調べ

## 科学技術・学術審議会測地学分科会 審議状況等について

令和5年11月13日

### 最近の審議状況等

#### <次期観測研究計画の審議>

- ・次期観測研究計画の審議に関しては、令和5年5月30日の地震火山観測研究計画部会（第53回）における審議を踏まえ、6月29日の測地学分科会（第49回）・地震火山観測研究計画部会（第54回）合同会議において、次期計画案の中間取りまとめを実施。
- ・中間取りまとめを受けて、科学技術・学術審議会委員に状況を報告し、8月～9月にかけて一般からの意見募集（パブリックコメント）を実施。
- ・総会委員及び一般からのご意見や、予知協議会における各機関の研究計画書の取りまとめを踏まえ、分科会長、取りまとめ委員等と調整のもと、次期計画案の修正を行っているところ。

#### <現行計画の進捗及び成果の活用>

- ・現行計画の進捗に関しては、6月29日の合同会議において令和4年度年次報告【機関別】の取りまとめを行った。その後、9月25日の地震火山観測研究計画部会（第55回）において令和4年度年次報告【成果の概要】の取りまとめを行うとともに、令和5年度年次報告の作成方針について審議した。
- ・現行計画の成果の活用に関しては、6月29日の合同会議において、予知協議会 地殻内地震発生確率評価手法検討ワーキンググループの取組について報告を受け、地震調査研究推進本部との連携の進め方について審議した。今後の対応としては、地震本部における地震の長期予測手法の高度化に関する議論にあたり、測地学分科会では、予知協議会と連携して、現行計画の成果について情報提供するとともに、当該の議論に参画し、学術的な観点から助言を行うなど、地震本部との連携を強化することを確認した。地震本部では「内陸で発生する地震の調査観測に関する検討ワーキンググループ」（主査；加藤愛太郎 東京大学地震研究所教授）が設置され、今後、議論が進められる予定である。

### 今後の予定

令和5年

11月17日 測地学分科会（第50回）・地震火山観測研究計画部会（第56回）合同会議

- ・次期観測研究計画案の審議。
- ・現行計画実施機関における令和3年度及び4年度の年次基礎データ調査結果についての審議。

12月22日 科学技術・学術審議会総会（第71回）

- ・次期観測研究計画を建議。

内陸で発生する地震の調査観測に関する検討ワーキンググループ

令和5年7月4日  
地震調査研究推進本部  
政策委員会  
調査観測計画部会

地震調査研究の推進について―地震に関する観測、測量、調査及び研究の推進についての総合的かつ基本的な施策（第3期）（令和元年5月地震調査研究推進本部決定）において、陸域を中心とした地震調査研究の基本目標のひとつとしている、内陸で発生する地震の長期予測手法の高度化について、今後の調査観測のあり方等の検討を進める必要がある。

このことから、地震調査研究推進本部政策委員会調査観測計画部会のもとに内陸で発生する地震の調査観測に関する検討ワーキンググループ（以下「本WG」という。）を設置する。

1. 審議事項

- 1) 内陸で発生する地震の長期予測手法の高度化のあり方等について
- 2) その他

2. 構成員等

- 1) 本WGを構成する委員及び専門委員については、部会長が別途定める。
- 2) 本WGに主査を置き、本WGの構成員の中から部会長が指名する。
- 3) 主査は、本WGに属さない委員及び専門委員、その他専門家を招へいし、意見を聴取することができる。

# 活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律(令和5年法律第60号)の概要

令和6年4月1日施行

## ◇ 改正の趣旨

予知協・資料  
5-2-1-5



近年、富士山の市街地近くで新たな火口が発見されたこと等による想定される火口の範囲の拡大や、桜島で大規模噴火の可能性が指摘されたことなど、日本全国で火山活動が活発化した際の備えが急務となっている。

このような状況に鑑み、噴火災害が発生する前の予防的な観点から、活動火山対策の更なる強化を図り、住民、登山者等の生命及び身体の安全を確保することを目的とし、以下を改正し、所要の措置を講ずる。

## ◇ 改正内容

### ①避難確保計画の作成等に係る市町村長による援助等（第8条関係）【追加】

#### 【現状】

不特定多数の者が利用する施設や、避難に時間を要する要配慮者が利用する施設に作成が義務付けられている、利用者の安全を確保するための避難確保計画の作成が十分に進んでいない。

避難確保計画の作成状況  
避難促進施設に位置づけられた  
559施設中、452施設で避難確保計画  
作成済み（令和4年9月末時点）

#### 【原因】

- ・避難確保計画作成に係るノウハウの不足
- ・小規模な施設にとって、計画作成そのものが負担となっていること 等



- ・市町村長は、避難確保計画の作成及び変更並びに実施に関し必要な情報の提供、助言その他の援助を実施
- ・火山防災協議会が市町村長をサポート

### ②登山の期日、経路等の情報の提供を容易にするための配慮等（第11条関係）【追加】

- ・地方公共団体が登山届等提出の容易化に配慮することを規定(オンラインによる登山届の導入等)
- ・登山届等の情報が火山噴火時等の救助活動にとって重要であることを明記
- ・登山届等の提出の努力義務規定の内容を強化

### ③迅速かつ的確な情報の伝達等（第12条関係）【追加】

情報通信技術の活用等を通じて、火山現象の発生時における住民や登山者等の円滑かつ迅速な避難のために必要な情報を迅速かつ的確に伝達することを規定

### ④火山現象に関し専門的な知識又は技術を有する人材の育成及び継続的な確保等（第30条関係）【追加】

- ・国及び地方公共団体は、相互の連携の下に、火山に関し専門的な知識又は技術を習得させるための教育の充実を図り、その知識又は技術を有する人材の能力の発揮の機会を確保すること等を通じた人材の育成及び継続的な確保に努めなければならない。

国は、火山に関する観測、測量、調査及び研究を推進するため、必要な予算等の確保や、地方公共団体に対する必要な援助に努めなければならない。

### ⑤火山調査研究推進本部の設置（第31条～第36条関係）【新規】

文部科学省に、火山に関する観測、測量、調査及び研究を一元的に推進するための火山調査研究推進本部を設置

- 【推進本部でつかさどる事務】
- ①観測、測量、調査及び研究の推進について総合的かつ基本的な施策を立案
  - ②関係行政機関の火山に関する調査研究予算等の事務の調整
  - ③総合的な調査観測計画を策定
  - ④関係行政機関、大学等の調査結果等を収集、整理、分析し、総合的な評価を実施
  - ⑤総合的な評価に基づく広報

### ⑥火山防災の日（第37条関係）【新規】

- ・国民の間に広く活動火山対策についての関心と理解を深めるため、8月26日を「火山防災の日」に制定
- ・火山防災の日には、防災訓練等その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努める。

明治44年8月26日は、浅間山に日本で最初の火山観測所が設置され、観測が始まった日です。



浅間火山観測所

### ⑦検討（附則第7項関係）【新規】

政府は、火山に関する最新の科学的知見等を勘案し、活動火山対策の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずる。

令和6年4月1日から

文部科学省に

# 火山調査研究推進本部

が

設置されます！

活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律が令和5年6月16日に公布され、令和6年4月1日から施行されます。

この改正法には、文部科学省に特別の機関として**火山調査研究推進本部**（以下「火山本部」という。）を設置することが定められています。

**火山本部**では、総合基本施策の立案、調査観測計画の策定のほか、行政機関や大学等の調査結果を収集し、分析して、総合的な評価を行うこととしています。

**火山本部**を設置することで、政府として火山に関する観測、測量、調査及び研究を一元的に推進し、活動火山対策のさらなる強化につなげます。

## 火山調査研究推進本部

（改正活動火山対策特別措置法第31条～36条）の概要

### 火山調査研究推進本部（本部長：文部科学大臣）

#### 政策委員会

- 観測、測量、調査及び研究の推進について総合的かつ基本的な施策の立案
- 関係行政機関の火山に関する調査研究予算等の事務の調整
- 総合的な調査観測計画の策定
- 総合的な評価に基づく広報

総合基本施策  
・  
調査観測計画

#### 火山調査委員会

- 観測、測量、調査又は研究を行う関係行政機関、大学等の調査結果等の収集、整理、分析、これに基づく総合的な評価

調査観測データ  
・  
研究成果

関係省庁、研究開発法人、大学等 | 調査観測、研究等の実施



# 火山調査研究推進本部の設置に向けた準備会の開催について

文部科学省研究開発局 地震・防災研究課

「火山調査研究推進本部」の設置に当たり事前準備を行う必要があることから、有識者から幅広く御意見をいただくため、火山調査研究推進本部の設置に向けた準備会を開催する。

**開催期間：** 令和5年9月から令和6年3月まで

## 議事の内容：

本部の設置及び設置後の事務の円滑な実施に向けて必要となる、以下の論点等に関する議論を行う。

- 総合基本施策や調査観測計画の構成
- 調査結果の収集等を行う行政機関や大学等の範囲、収集等の手順
- 調査結果に基づく「総合的な評価」の範囲や手法等

## 準備会の構成員：

座長 清水 洋 九州大学 名誉教授  
副座長 藤井 敏嗣 山梨県富士山科学研究所 所長  
など、学識経験者20名程度で構成

## 準備会の運営：

- 準備会の庶務は、関係行政機関の協力を得て、文部科学省地震・防災研究課において処理する。
- 準備会は原則として非公開とするが、会議終了後に速やかに議事要旨を作成し、公表する。

火山調査研究推進本部の設置に向けた準備会 構成員

座長	清水 洋	九州大学 名誉教授
副座長	藤井 敏嗣	山梨県富士山科学研究所 所長
	青山 裕	北海道大学大学院理学研究院 教授
	井口 正人	京都大学防災研究所 教授
	石塚 吉浩	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 活断層・火山研究部門 副研究部門長
	大倉 敬宏	京都大学大学院理学研究科 教授
	大湊 隆雄	東京大学地震研究所 教授
	神田 径	東京工業大学 科学技術創成研究院 多元レジリエンス研究センター 准教授
	小平 秀一	国立研究開発法人 海洋研究開発機構 海域地震火山部門長
	篠原 宏志	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 活断層・火山研究部門 招聘研究員
	田中 明子	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 活断層・火山研究部門 マグマ活動研究グループ長
	西村 太志	東北大学大学院理学研究科 教授
	平田 直	東京大学 名誉教授
	藤田 英輔	国立研究開発法人 防災科学技術研究所 火山防災研究部門長
	前野 深	東京大学地震研究所 准教授
	三浦 哲	東北大学大学院理学研究科 教授
	森田 裕一	国立研究開発法人 防災科学技術研究所 火山研究推進センター 主幹研究員
	山岡 耕春	名古屋大学大学院環境学研究科 教授

関係行政機関

内閣府 政策統括官（防災担当）付  
経済産業省 産業技術環境局  
国土交通省 水管理・国土保全局  
国土地理院  
気象庁  
海上保安庁

## 火山調査研究推進本部の設置に向けた準備会（第1回） 議事要旨

1. 日 時 令和5年9月19日（火）13時30分～16時30分

2. 場 所 文部科学省3F2特別会議室  
※オンライン併用

3. 議 題 （1）火山調査研究推進本部の役割について  
（2）総合的な評価について  
（3）その他

### 4. 議 事

- （1）活動火山対策特別措置法に規定された火山調査研究推進本部の事務について事務局から説明があり、活動火山対策の強化に資する一元的な火山調査研究の推進など、火山本部に期待される役割について議論した。
- （2）活火山法 第31条第2項第4号「火山に関する観測、測量、調査又は研究を行う関係行政機関、大学等の調査結果等を収集し、整理し、及び分析し、並びにこれに基づき総合的な評価を行うこと」に関して、火山活動の長期評価や現状評価など、火山本部が行う総合的な評価の考え方について議論した。
- （3）その他、火山本部が総合的な評価を行うためには、調査観測等の体制を早急に整備すべきではないかという意見があった。

## 火山調査研究推進本部の設置に向けた準備会（第2回） 議事要旨

1. 日 時 令和5年10月24日（火）15時00分～17時30分

2. 場 所 文部科学省3F1特別会議室  
※オンライン併用

3. 議 題 （1）総合的な評価について  
（2）その他

### 4. 議 事

（1）活火山法 第31条第2項第4号「火山に関する観測、測量、調査又は研究を行う関係行政機関、大学等の調査結果等を収集し、整理し、及び分析し、並びにこれに基づき総合的な評価を行うこと」に関して、第1回における各委員の意見等を踏まえ、火山本部が行う総合的な評価に係る取組について、議論した。主な意見は以下の通り。

- ・ 総合的な評価を行うためには、各火山の過去の噴火履歴や調査観測結果等の基礎情報を収集・整理することが重要であり、その上で評価手法の開発や高度化を推進すべき。
- ・ 火山活動の中長期的な評価として、開発した評価手法を各火山に適用し、平時から、例えば噴火事象系統樹などのプロダクトを作成して、データベース等にとりまとめるべき。
- ・ 火山活動の現状の評価として、調査観測データや研究の成果を総合的に分析し、現象の解釈を行うとともに、メカニズム解明等に向けた検討を行うべき。また、今後の火山活動の推移についても評価を行うべき。